

## 次期地域包括支援センターの機能強化方針について（最終案）

## 1 機能強化の考え方

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、住まい、医療、介護、生活支援、介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化を目指し事業を推進しているところです。そうした中、今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、その機能や体制の強化を図ることが必要です。<sup>1)</sup>

そこで、地域包括支援センターの機能強化の一環として、現在、基幹型1か所、圏域3か所の地域包括支援センターを次のとおり見直すこととします。

## 2 設置箇所数

国は、地域包括支援センターの設置に係る具体的な圏域設定にあたっては、市の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況等から、概ね人口2万人から3万人に1箇所を目安としています。<sup>2)</sup>

この基準や市の人口や高齢者数、財源の状況等を勘案し引き続き3箇所とします。

## 3 地域割

国は地域包括ケアシステムの圏域として、中学校区を目安としていること、また地域の連携のしやすさと、地域包括支援センターが設置される以前に存在していた在宅介護支援センターの区割り等を勘案して地域割を設定することとし、本市では日常生活圏域を3つとしています。

3区域は、学区を単位として組み合わせ、守山・小津学区を「南部」、吉身・玉津学区を「中部」、河西・速野・中洲学区を「北部」としており、この体制を継続します。

表 1

単位：人

区 域	南 部	中 部	北 部	合 計
開所年月	平成 31 年 4 月	令和 3 年 4 月	平成 28 年 10 月 (令和 3 年委託更新)	
学区	守 山 小 津	吉 身 玉 津	河 西 速 野 中 洲	
中学校区	守山南	守 山	明富、守山北	
人 口	<b>33,562</b> (33,604)	<b>21,905</b> (22,075)	<b>30,072</b> (30,406)	<b>85,539</b> (86,085)
高齢者数	<b>6,444</b> (6,964)	<b>5,027</b> (5,320)	<b>7,444</b> (7,695)	<b>18,915</b> (19,979)

備考： 上段の人口は、令和 4 年 10 月 1 日における市民基本台帳人口で、下段の( )  
の人数は「守山市人口ビジョン」(令和 2 年改訂版)における人口推計から、令  
和 10 年度の人口を推計し、算出したものです

#### 4 地域包括支援センターにおける必要な職種および人数

##### (1) 必要な職種と役割

相談者に対して、次のスタッフがチームを組んで取り組んでいます。

##### ア 保健師

高齢者の健康増進・地域づくり、介護予防サービス利用・医療・介護の相談

##### イ 社会福祉士

総合相談、権利擁護、虐待防止の早期発見・対応

##### ウ 主任ケアマネジャー

地域のケアマネジャーの相談対応、支援困難事例等への対応、関係機関とのネットワークづくり

##### (2) 必要人数

各圏域地域包括支援センター(以下、「圏域センター」という。)の職員体制は、専門職 6 名、事務員 1 名、計 7 名とします。

##### ア 配置基準

一つの圏域センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数が約 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置く職員人数は、保健師、社会福祉士および主任ケアマネジャー(これらに準ずる者を含む。)それぞれ各 1 人以上が必要とされています。

## イ 上乗せ基準（市）

### (ア) 高齢者人口

高齢者人口に対して、4,000人未満の場合、職員体制は基準の3人とし、高齢者人口にあわせて、次のとおり加配職員を置きます。

4,000人から6,000人未満は1人、6,000人以上は2人。

なお、職員体制につきましては、高齢者人口および現行の職員対応実績等の業務量により見直しを検討します。

### (イ) 認知症対策の強化

高齢化に伴う認知症の人の増加に対応し、在宅や介護のサービス関係機関、地域の支援機関等との連携支援や認知症の人やその家族を支援する体制づくりの推進を図るため、各圏域に認知症地域支援推進員1人を配置し、認知症対策を充実・強化します。

### (ウ) 業務の効率化

専門職員が業務に専念し活動時間が確保できるよう、庶務等を行う事務職員を1人配置し、効果的・効率的な運営体制とします。

## 5 地域包括支援センターの運営について

### (1) 圏域センター業務支援システムの導入の検討

指定介護予防支援に関する情報（介護認定、プラン等）や個別のケース記録を、市と圏域センターが情報共有することで円滑な相談支援につなげるため、情報連携システム（地域包括支援システム等）の導入について検討します。

### (2) 地域に出向く活動の推進（アウトリーチ機能の強化）

令和4年5月に市内の後期高齢者の数が前期高齢者を上回ったことや、地域支援者や利用者アンケート（令和4年6月実施）において、「圏域センター職員はもっと地域に出向いてほしい。」という声をいただいたことを踏まえ、市民の利便性を考慮し、圏域センター職員が各自治会館等に出向いて高齢者や地域支援者（自治会長、民生委員・児童委員等）と顔の見える関係づくりを推進することや、アウトリーチを強化することで、高齢者が相談しやすい体制を確立します。

### (3) 運営形態：基幹＋委託（3箇所）

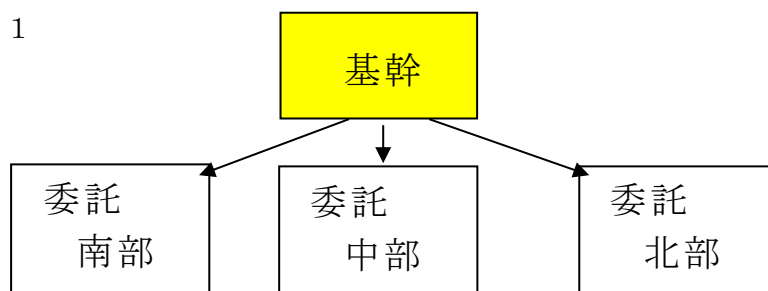
地域包括支援センターは増加する高齢者への支援に対応するため、基幹型（市）と委託（3箇所）にて運営します。

圏域センターは、これまでの活動の中で培った地域支援者や関係者との関係を活かしながら、地域に根差した高齢者の身近なところで地域包括支援センターの必須業務である総合相談支援等高齢者への個別対応や地域づくり業務を引き続き委託により実施します。一方、基幹型地域包括支援センター（以下、「基幹」という。）は、地域包括ケアシステムの深化のため、認知症施策や介護予防等の社会保障充実分の政策立案機能と、各圏域センター間の総合調整や後方支援および統

括、指導監督、指定介護予防支援事業所としての業務を行います。

今後の運営については、高齢者への健康づくりや介護予防施策の推進を目指し、きめ細やかな支援ができるよう運営体制を検討します。

図 1



## 6 業務内容と資質確保

### (1) 基幹・圏域センターの業務分担

基幹と圏域センターとの主な業務の分担は、次の表 3 のとおりとします。

表 3

事業名	基幹	圏域	備考
総合相談支援業務		◎	高齢者および家族等からの相談支援、複合的課題を抱える事案の担当課へのつなぎ支援、 <u>ケアマネ調整支援等</u>
	○		他課からの圏域センターへのつなぎ
権利擁護業務		◎	成年後見制度利用促進、虐待への対応等
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		◎	ケアマネジャー支援、主治医、介護事業所等関係機関との連携
指定介護予防支援業務 (介護予防ケアマネジメント業務)	◎		要支援 1, 2 のケアプランチェック、 <u>サービス担当者会議出席、請求・契約事務、住所地特例対応</u>
3 圏域の支援、指導、統括	◎		
医療と介護の連携		○	関係者・関係機関との顔の見える関係づくりの推進
	◎		在宅医療・介護連携サポートセンター業務
生活支援サービスの充実		○	インフォーマルサービス・総合事業周知
	○		総合事業対象者の判定、新規・更新通知
認知症施策の推進		○	認知症の正しい知識の普及啓発の推進、 <u>みまも〜り〜♡カフェ</u> の開催等本人・家族支援
	◎		認知症施策の推進全般
地域ケア会議		◎	地域ケア会議の活用による <u>地域課題の抽出</u> <u>圏域主催地域ケア個別会議の開催</u>
	◎		政策形成にむけた地域ケア会議の開催
介護予防の推進		○	出前講座（健康づくり、介護予防、認知症、権利擁護、在宅看取り等）
	◎		自主グループの立ち上げ・運営支援等
重層支援体制整備事業		○	重層支援体制整備事業と連携、 <u>事例提出による複合的課題のある事例の検討</u>
	◎		推進委員として会議出席

備考 「◎」は主に担当する業務、「○」は一部を担う業務

(2) 指定介護予防支援業務について

国は、地域包括支援センターの業務について、「地域市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のほか、第1号介護予防支援事業を一体的に実施する。また、地域包括支援センターは、これらの業務を地域において一体的に実施する役割を担う中核的拠点として設置されるものであり、地域包括支援センターの運営に当たっては、それぞれの業務の有する機能の連携が重要であることから、市町村がこれらの業務の実施を委託する場合には、一括して委託しなければならない。(介護保険法第115条の47第2項)。」と規定しています。<sup>4)</sup>

一方で、介護保険制度の見直しに伴い、国が地域包括支援センターの体制整備(負担軽減策)について再検討を行っていることから、国の動向を注視し、新たな指針が出た段階で改めて業務体制(委託業務内容)を検討します。

(3) 圏域センターの運営や活動に対する点検・評価

ア 体制整備

(ア) 監査・評価機能

- a 毎月の事業実施報告書や委託責任者とのヒアリングにおいて、業務の進捗確認を行います。
- b 年度当初には、委託先は市の年間計画に基づいた事業計画を策定し、適時および年度末に自己評価を行い、それを受けて、基幹の職員がヒアリングを実施し、評価を行います。
- c 上記の評価結果は、地域包括支援センター運営協議会に毎年報告し、意見を聴取することで次年度の計画に反映します。
- d 定期・不定期の実地監査・指導を行います。

(イ) 公平・中立性の確保

- a 介護サービス利用希望者に事業所の空き情報等を複数提示することにより、利用者が自己選択・自己決定できるよう支援します。
- b 圏域センターが居宅介護支援事業所を案内・選択した場合には、当該事業所を選択した理由を記した『居宅介護支援事業所選定支援状況報告書』を地域包括支援センター運営協議会に毎年報告することで、公平・中立的な運営を行います。

(ウ) 指導・支援機能

a 職員研修

- (a) 圏域センター職員が集まり、ケース検討や情報交換、基本の事務研修等の機会を設けることで、職員の相談対応能力や資質向上等を図ります。
- (b) 複合的課題、認知症、成年後見制度等の専門性の高い分野については、外部研修を活用し、知識・技術の習得を促します。

- b 基幹と委託先との会議において、市の方針を提示し、施策の共有を行い、

連携強化を図ります。

(a) 地域包括支援センター管理者会議

委託先の法人理事長や運営事務担当者と基幹職員等とが運営方針、委託事業内容や予算、人員配置等について年2回程度、協議を行います。

(b) 地域包括支援センター長会議

基幹職員と圏域センター長が、毎月1回、市の運営方針や事務等を連絡し、情報共有を図り、各事業の進め方等の協議を行います。

(c) 地域包括支援センター職種別会議

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの職種ごとに、相談業務の情報共有や研修内容等の協議を行います。

c 区域を後方的に支援する担当保健師等を配置し、高齢者虐待等の困難事例への相談・支援等を行います。

d 上記アの(ア)のaおよびbのヒアリングを踏まえて、業務の進捗状況が水準に達していなければ、運営方法を確認し、業務改善を指導します。

## 7 委託方法

(1) 契約期間

次期委託の期間については、3年に1回の介護保険法の改正、『守山いきいきプラン』の計画改定周期、民生委員・児童委員の改選時期等を考慮し、令和6年度からの次期委託にあたっては、4年間とします。ただし、その後の契約期間については、市民や地域支援者等との関係・地域づくりや守山いきいきプラン、法改正等を踏まえ、長期間（6年）の委託期間とします。

(2) 契約方式

契約方式は、現運営法人による継続（随意契約）とします。

(3) スケジュール

今後さらに高齢者数の増加が見込まれることから、次期計画にむけて運営体制を再検討します。

委託のスケジュールとしては、次の図2のとおりとします。

図 2

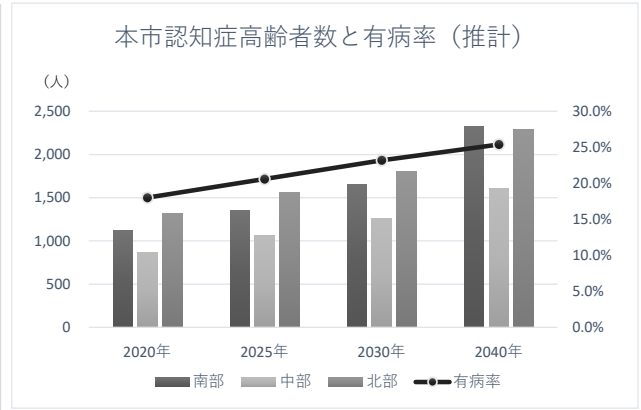
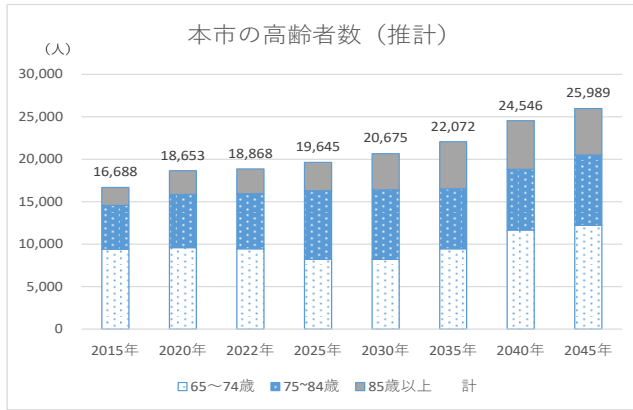
年 項目	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
『守山市 いきいき プラン』	第 9 期計画			第 10 期計画			第 11 期計画			第12期 計画
民生委員 ・児童委員 改選		☆			☆			☆		
現運営										
次期委託	→									
次々期 委託(案)			← 次期の検討・準備 →							
その他			▲ 団塊の世代が 75 歳以上に							

備考 ☆：民生委員・児童委員改選時期

【参考文献・引用文献】

- 1) 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年 12 月 27 日社会保障制度審議会介護保険部会）
- 2) 「介護保険制度改革 INFORMATION vol.23」（平成 17 年 5 月 24 日厚生労働省）
- 3) 「地域支援事業実施要綱」（厚生労働省老健局長通知令和 4 年 3 月 28 日最終改正）
- 4) 「地域包括支援センターの設置運営について」（厚生労働省通知平成 30 年 5 月 10 日一部改正）
- 5) 「地域包括支援センターにおける業務負担軽減に向けた取組に関する調査報告書(令和 3 年度老人保健事業推進非等補助金老人保健健康増進等事業)」(令和 4 年 3 月株式会社 NTT データ経営研究所)
- 6) 「地域包括支援センターの効果的な運営に関する調査研究事業報告書(令和 2 年度老人保健事業推進非等補助金老人保健健康増進等事業)」(令和 3 年 3 月三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
- 7) 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和 4 年 12 月 20 日社会保障制度審議会介護保険部会）

資料集



【南部】

年度・増減比	R元	R3	増加割合	R10(推計)
高齢者数（人）	6,111	6,420	1.05	6,964
1人暮らし高齢者*（人）	423	564	1.33	612
高齢者世帯*（世帯）	722	1,041	1.44	1,129
相談合計（総合相談含）	3,585	5,419	1.51	5,878
権利擁護	454	744	1.64	807
包括的・継続的マネジメント	1,111	2,317	2.09	2,513

【中部】

年度・増減比	R元	R3	増加割合	R10(推計)
高齢者数（人）	4,701	5,007	1.07	5,320
1人暮らし高齢者*（人）	303	384	1.27	408
高齢者世帯*（世帯）	458	487	1.06	517
相談合計（総合相談含）（件）	4,719	4,862	1.03	5,166
権利擁護	584	949	1.63	1,008
包括的・継続的マネジメント	1,415	1,534	1.08	1,630

【北部】

年度・増減比	R元	R3	増加割合	R10(推計)
高齢者数（人）	7,181	7,441	1.04	7,695
1人暮らし高齢者*（人）	391	518	1.32	536
高齢者世帯*（世帯）	603	780	1.29	807
相談合計（総合相談含）	4,218	6,739	1.60	6,969
権利擁護	730	381	0.52	394
包括的・継続的マネジメント	1,712	3,364	1.96	3,479

※守山市社会福祉協議会提供：令和4年10月19日現在

R10（推計）：高齢者数…守山市人口ビジョン（令和2年）